

平成27年10月5日

答申第606号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「平成21年4月～最直近時点の期間に会計検査院法第27条に基づいて報告した年月日、報告事項内容が分かる内部文書」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち、平成22年4月1日以降の会計検査院への報告年月日および報告事項については開示したが、平成21年4月1日から平成22年3月31日の間の当該文書については、文書の保存期間である3年が経過し破棄したため、文書が存在せず開示することができないとした。また、開示文書のうち特定の個人を識別できるおそれがある部分についてはNHK情報公開規程第8条1項3号に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から平成21年4月1日から平成22年3月31日の間の当該文書について再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年10月5日（第225回審議委員会）

第621号諮問、審議、答申